

北海道釧路総合振興局告示第1008号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、かご漁業(釧路総合振興局管内沖合海域)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和3年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
かご漁業 (あいなめ)	釧路A海域	別記のとおり	毎年、4月1日から 12月31日まで	2隻以内	総トン数10トン未満	釧路総合振興局管内に 住所を有する者	令和3年2月 1日から 令和3年2月28日まで	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設するかご数は、200個以内でなければならない。 (3) かごの網目は、結節から結節までの長さが50ミリメートル以上でなければならない。 (4) 使用するかごは、丸かごとし、大きさは、上部の直径75センチメートル以内、下部の直径90センチメートル以内、高さ35センチメートル以内でなければならない。 (5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (6) えび類、つぶ、たこ、体長25センチメートル未満のあいなめ及び次に掲げるかごが採捕されたときには、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (7) 知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同 上	釧路B海域	釧海共第11号共同漁業権漁場区域	同 上	33隻以内	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	釧路A海域	別記のとおり	同 上	9隻以内	同 上	同 上	同 上	同 上
	釧路B海域	釧海共第11号共同漁業権漁場区域	同 上					

別記 操業区域

4 釧路A海域

次に掲げる点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結ぶ線により囲まれた海域

基点第1号 釧路町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 釧路港東港区南副防波堤西端

点1 基点第1号から172度30分、4,000メートルの点

点2 基点第1号から172度30分、8,000メートルの点

点3 基点第2号から180度、8,889メートルの点

点4 基点第2号から180度、4,889メートルの点